

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書
確認申請書の作成の手引
(土壤汚染状況調査義務の一時的免除)

令和4年4月
岡山県環境文化部環境管理課

はじめに

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、使用が廃止された有害物質使用特定施設^(※1)（当該施設の使用は続けるものの特定有害物質の使用をやめた場合を含む。）に係る工場又は事業場の土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等^(※2)」という。）は、原則として当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日から 120 日以内に土壤汚染状況調査を実施し、その結果を知事（岡山市及び倉敷市の区域は市長。以下同じ。）に報告しなければなりません。

しかし、法第 3 条第 1 項ただし書の規定により、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生じるおそれがない旨の知事の確認（以下「**ただし書確認**」という。）を受けた場合に限り、土壤汚染状況調査の義務が一時的に免除されます。

※1 **有害物質使用特定施設**：水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理するものをいう。

※2 **所有者等**：土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、**通常は、土地の所有者が該当する**。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当する。また、所有者以外の管理者及び占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合である。（詳細については、**4 提出先・お問い合わせ先** にお問い合わせください。）

1 ただし書確認（土壤汚染状況調査義務の一時的免除）の要件

有害物質使用特定施設の使用が廃止された土地が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、ただし書確認を受けることができます。ただし書確認を受けた土地については、その利用状況が継続される限り、土壤汚染状況調査の義務が一時的に免除されます。（土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 16 条第 3 項）

- (1) 引き続き工場・事業場（使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じものか、又は関係者以外の者が敷地に立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用される場合
- (2) 小規模な工場・事業場^(※3)において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物が同一か、又は近接して設置され、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合

※3 **小規模な工場・事業場**：事業用の建築物が居住用の建築物と比較して著しく大きくなく、工場・事業場と住居が一体として設置されていると一般に認識される程度の規模の工場・事業場をいう。

- (3) 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権が消滅してから 5 年以内の鉱山等の敷地

2 ただし書確認の申請

(1) 申請者

有害物質使用特定施設の使用が廃止された時点の土地の所有者等

(2) 申請様式

様式第三（規則第 16 条第 1 項）

(3) 申請の対象となる区域

有害物質使用特定施設の使用が廃止された土地のうち、1 の要件に該当する区域

(4) 添付書類

ア 廃止された有害物質使用特定施設の位置を特定できる図面

（有害物質使用特定施設の設置届出書の添付図面等）

イ 有害物質使用特定施設を設置していた事業場の敷地を示した図面

ウ ただし書確認を受けようとする土地の場所（範囲）を示した図面

（図面には可能な限り土地の地番を記載してください。）

エ ただし書確認を受けようとする土地の所有者等を証する書類

（例：登記事項証明書及び地図証明書（公図））

(5) 提出部数

1 部

(6) 提出先

申請に係る土地の区域を管轄する県民局環境課等

（詳しくは 4 提出先・お問合せ先 をご覧ください。）

(7) 留意事項

ア 原則として、行政機関が交付した書類（土地の登記事項証明書等）は、届出の前 3 か月以内に交付されたものを添付してください。

イ ただし書確認を受けず、かつ、土壤汚染状況調査の結果を報告しない場合は、行政処分等を受けることがありますので、ただし書確認の申請は速やかに行ってください。（ただし書確認の申請は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された日から行うことができます。）

ウ 有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合、土地の所有者等が複数ある場合等は、各県民局等にご相談ください。

3 ただし書確認後の手続

(1) 土地の利用状況の定期報告（年 1 回）

ただし書確認を受けた土地の所有者等は、毎年 12 月 31 日現在における当該土地の利用状況及び翌年（概ね 1 年後まで）の利用予定を、翌年の 1 月 31 日までに各県民局に報告してください。

(2) 土地の利用方法の変更の届出

ただし書確認を受けた土地の所有者等は、当該土地の利用の方法を変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければなりません。（法第 3 条第 5 項、規則第 19 条）

(3) ただし書確認の取消し

3 (2) の届出を行った場合において、届出に係る土地が 1 の要件を満たさないと知事が認めるに至ったときは、当該ただし書確認は取り消されます。(法第 3 条第 6 項)

ただし書確認が取り消された場合、当該土地の所有者等はただし書確認の取消しの通知を受けた日から起算して原則 120 日以内に指定調査機関^(※4)に土壤汚染状況調査を行わせ、知事にその結果を報告しなければなりません。

(4) 土地の形質変更の届出

ただし書確認を受けた土地において、900m² 以上の土地の形質変更を行う場合は、あらかじめ知事に届出が必要です。(法第 3 条第 7 項)

なお、届出後は必ず調査命令が発出され、土地の所有者等は、指定調査機関に土壤汚染状況調査を行わせ、知事にその結果を報告しなければなりません。(法第 3 条第 8 項)

(5) ただし書確認を受けた土地の所有者等の地位の承継

ただし書確認を受けた土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、所有者等に変更があったときは、新たな所有者等は、その地位を承継することとなりますので、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければなりません。(規則第 16 条第 4 項及び第 5 項)

なお、地位を承継した所有者等は、前の所有者等から土壤汚染状況調査の実施に必要な情報の引継ぎを受けてください。

※4 指定調査機関：土壤汚染状況調査を的確に行うことができる者として環境大臣又は知事の指定を受けた調査機関のこと

指定調査機関の一覧(環境省ホームページ内) <http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/>

4 提出先・お問合せ先

担当窓口	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 環境課	岡山市北区 弓之町 6-1	(086) 233-9806	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、 和気町、吉備中央町
備中県民局 環境課	倉敷市羽島 1083	(086) 434-7066	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町
美作県民局 環境課	津山市山下 53	(0868) 23-1227	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町

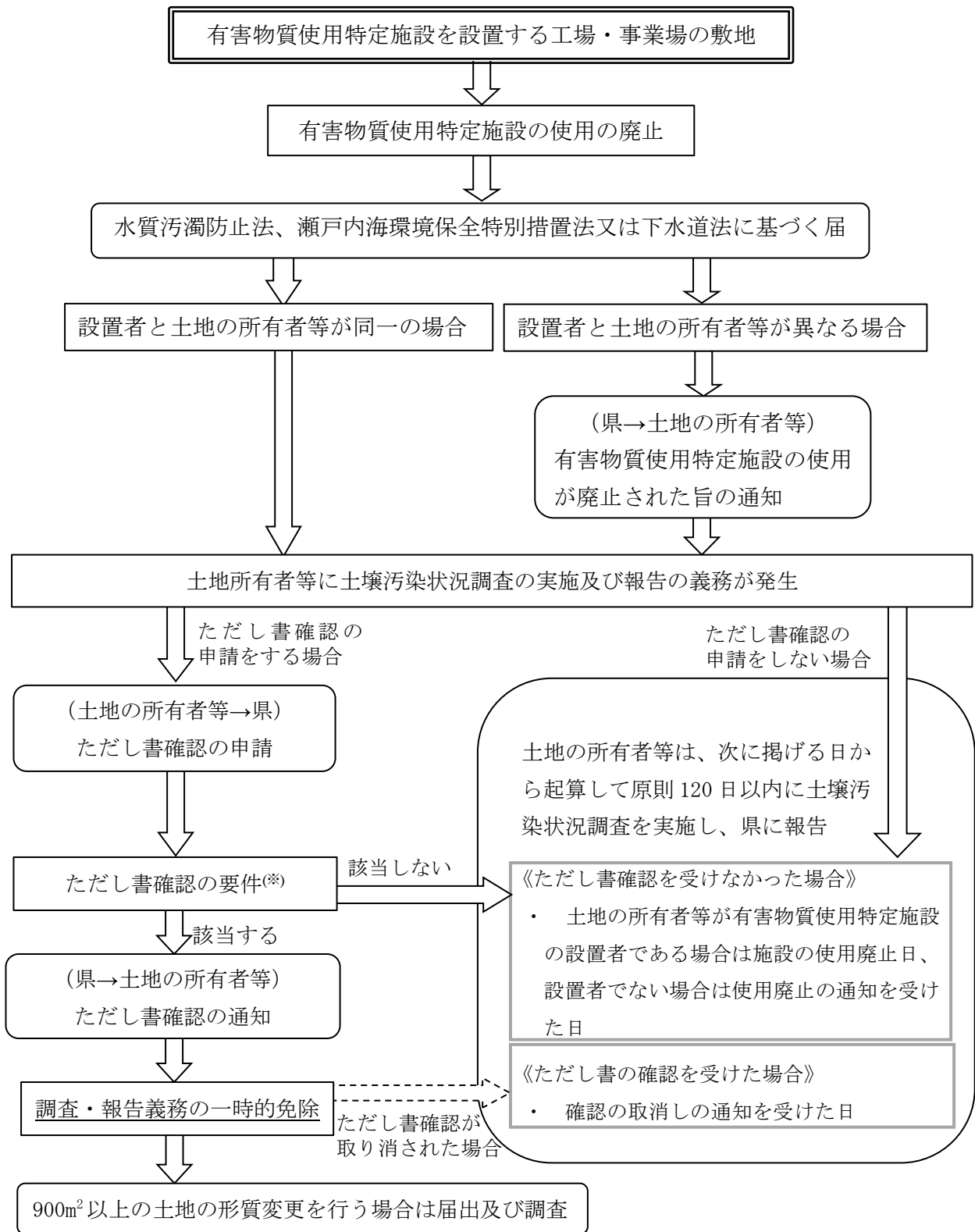
各県民局環境課の担当窓口にお越しの際は、事前に電話等で予約していただくようお願いいたします。

※岡山市及び倉敷市の区域については、それぞれ下記までお問い合わせください。

岡山市 (環境保全課) : 岡山市北区大供 1-2-3 TEL 086-803-1281

倉敷市 (環境政策課) : 倉敷市西中新田 640 TEL 086-426-3391

《参考》 ただし書確認の申請の流れ



（※）ただし書確認の要件

- (1) 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合
- (2) 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物が同一か、又は近接して設置され、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合
- (3) 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権が消滅してから5年以内の鉱山等の敷地

届出書類のチェックシート

申請書		
1	ただし書確認の申請書（様式第三）	<input type="checkbox"/>
添付書類（様式は定めていません。）		
2	廃止された有害物質使用特定施設の位置を特定できる図面	<input type="checkbox"/>
3	有害物質使用特定施設を設置していた事業場の敷地を示した図面	<input type="checkbox"/>
4	ただし書確認を受けようとする土地の場所（範囲）を示した図面	<input type="checkbox"/>
5	ただし書確認を受けようとする土地の所有者等を証する書類	
	(1) 土地の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
	(2) 地図証明書（公図）	<input type="checkbox"/>
	(3) その他（ ）	<input type="checkbox"/>

記入例

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事 殿

申請者 **〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇**
株式会社 〇〇〇〇 印
代表取締役社長 〇〇 〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人
 にあつては、その代表者の氏名)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します

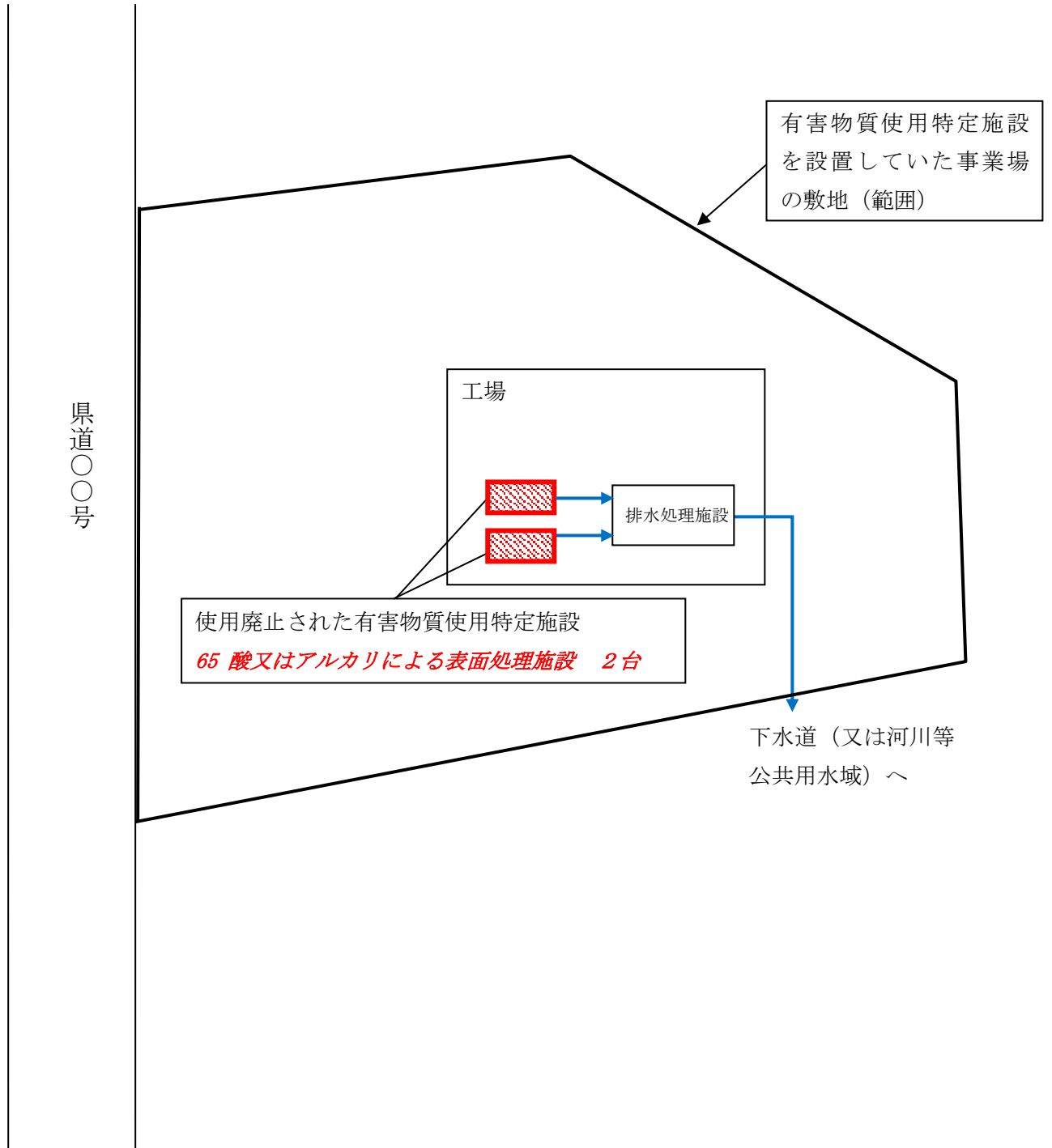
工場又は事業場の名称	株式会社 〇〇〇〇 岡山工場
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇123番、124番、125番 ※工場又は事業場の敷地であつた土地の全ての地番を記入してください。字、番地まで正確に記載してください。 ※この欄に記載しきれない場合は、別紙に列記してください。
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 2台 ※水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称、並びに廃止台数を記入してください。
施設の設置場所	別紙1のとおり ※廃止された有害物質使用特定施設の位置を特定できる図面
廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物、トリクロロエチレン ※薬剤名等ではなく、政令で定められた特定有害物質の名称を記入してください。
確認を受けようとする土地の場所	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇123番地、124番地、125番地 別紙2のとおり ※工場又は事業場全体の敷地が分かる図面
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	引き続き事業場の敷地として利用する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

作成例(別紙1)

廃止された有害物質使用特定施設の位置を特定できる図面
有害物質使用特定施設を設置していた事業場であった土地を示した図面

※ 有害物質使用特定施設の設置届出書の添付図面等



作成例(別紙2)

確認を受けようとする土地の場所及び範囲を示した図面

〇〇市〇〇町〇〇字〇〇123番、124番、125番

